

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、長浜市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催、運営に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 長浜市を代表する者
- (2) 長浜市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、長浜市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、委員のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた

順序でその職務を行う。

- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 6 項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第 8 条 委員および役員の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員および役員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、委員および役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務める者とする。
- 3 会長は、委員および役員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 4 会長は、委員および役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 5 委員および役員は無報酬とする。

(顧問および参与)

第 9 条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問および参与は無報酬とする。
- 6 前条第 1 項および第 2 項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第 3 章 会議等

(会議の種類)

第 10 条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の策定に関すること。
 - (2) 実行委員会の会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第 12 条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。
 - 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名したものがこれに当たる。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
 - 8 前条5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第 13 条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。
 - 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第 4 章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第 14 条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会および常任委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
 - 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会および常任委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

- 第 16 条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金その他の収入を持って充てる。

(収支予算および収支決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 雑則

(解 散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、長浜市に帰属するものとする。

(補 足)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は令和3年8月25日から施行する。

附 則

1 この会則は令和4年8月29日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」と読み替える。